

## 成果報酬型顧客紹介サービス利用規約

### 第1条（規約の適用）

株式会社 KACHIEL（以下「甲」という。）は、この成果報酬型顧客紹介サービス利用規約（以下「本規約」という。）を定め、本規約は、甲と税理士（以下「乙」という。）との間で締結される成果報酬型顧客紹介サービス契約（以下「本契約」という。）に対して適用されるものとする。

### 第2条（本規約の変更）

1. 甲は、乙の承諾を得ることなく、本規約を随時変更することができるものとする。
2. 前項の場合、甲が乙に通知した時をもって、変更後の規約が有効となるものとし、乙は変更後の規約に従うものとする。

### 第3条（目的）

本契約は、甲が乙に対し、見込み顧客を紹介し、乙が当該顧客との間で、継続的契約またはスポット契約を締結することを目的とするものとする。

### 第4条（定義）

本契約において、以下の各用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 会員税理士：当社の関連会社が運営する月刊税務調査対策の会員または同サービスのプレミアム会員である税理士
- (2) 非会員税理士：上記会員税理士以外の税理士
- (3) 継続的契約：税務顧問契約およびこれに類する継続的な契約
- (4) スポット契約：税務に関する契約に限らず、継続的な契約を除いたすべての契約
- (5) 見込み顧客：税理士との間で継続的契約またはスポット契約を締結することを希望する顧客

### 第5条（契約の申込および成立）

1. 乙は、本契約の締結を希望する場合は、本規約を承諾の上、甲に対し、甲所定の方法により申し込みを行うものとする。
2. 本契約は、前項により乙が甲に対してした申し込みについて、甲が乙に対しこれを承諾する旨を通知した時点で成立するものとする。

### 第6条（見込み顧客の紹介）

1. 甲は、乙に対し、見込み顧客を紹介するものとする。ただし、甲は乙に対し、以下を保証するものではない。

- (1) 見込み顧客が、乙との面談に応じること
  - (2) 見込み顧客が、乙と継続的契約またはスポット契約を締結すること
  - (3) 見込み顧客が、乙の希望する地域に所在すること
  - (4) 見込み顧客が、乙の希望する報酬額を提示すること
2. 甲が乙に対して見込み顧客を紹介するか否かは、甲の裁量により決定するものとし、本契約により、甲は乙に対し、見込み顧客を紹介する義務を負うものではない。

#### 第7条（報告義務）

1. 乙は、甲が紹介した見込み顧客との間で継続的契約、または、スポット契約が成立したときは、乙は当該見込み顧客との間で契約書を締結するものとする。
2. 乙は、甲が紹介した見込み顧客との間で継続的契約、または、スポット契約が成立したときは、甲に対し、契約成立から14日以内に、以下の事項を報告するものとする。
  - (1) 当該見込み顧客の氏名または名称
  - (2) 当該見込み顧客の住所または所在
  - (3) 成立した契約の内容
  - (4) 成立した契約により乙が受領する報酬の項目、合計額およびその内訳
3. 前項にかかわらず、甲の求めがあったときは、乙は甲に対し、甲が紹介した見込み顧客との契約締結の有無、および、契約が成立しているときは当該契約にかかる前項に掲げる事項を報告する。
4. 第2項および前項にかかる報告を行う場合、乙は、対象となる見込み顧客から、第2項に掲げる事項を甲に報告することにつき、あらかじめ承諾を得るものとする。

#### 第8条（紹介手数料の支払い）

1. 乙と甲が紹介した見込み顧客との間で、継続的契約またはスポット契約が成立したときは、乙は甲に対し、紹介手数料を支払うものとする。
2. 紹介手数料の金額は、以下のとおりとする。

##### (1) 継続的契約について

##### ① 継続的契約が成立した日において、乙が会員税理士であった場合

乙が継続的契約により当該顧客から受領する1年分の報酬額（継続的契約に付随して受領する決算料を含み、消費税を加算しない金額とする。以下同じ。）の40%に消費税を加算した金額

※ ただし、乙が、継続的契約が成立した日の属する月の翌月から12ヶ月の間に非会員税理士となった場合には、残月数（12ヶ月から、継続的契約が成立した日の属する月の翌月から起算して乙が会員税理士であった月数（非会員税理士となった月を含まない。）を控除した残りの月数をいう。以下同じ）に応じ、以下の金額を追加して、非会員税理士となった月の翌月末日までに一括で支払うも

のとする。

1年分の報酬額÷12か月×残月数×40%に消費税を加算した金額

② 継続的契約が成立した日において、乙が非会員税理士であった場合

乙が継続的契約により当該顧客から受領する1年分の報酬額の80%に消費税を加算した金額

(2) スポット契約について

乙がスポット契約により当該顧客から受領する報酬額（消費税を加算しない金額とする。）の20%に消費税を加算した金額

3. 紹介手数料の支払時期は、以下のとおりとする。

(1) 継続的契約：契約成立の翌月末日

(2) スポット契約：契約成立の翌月末日

(3) 前各号にかかわらず、乙が、当該契約が成立した日において会員税理士であった場合には、前項により支払うべき紹介手数料を12分割した上、契約成立の翌月から、当社の関連会社が運営する月刊税務調査対策の会員または同サービスのプレミアム会員の料金決済に上乘せする方式により支払うことができる。ただし、支払の途中にて非会員税理士となった場合には、非会員税理士となった日の属する月の翌月末日までに、既払額を控除した残額を一括にて支払うものとする。

4. 紹介手数料の支払い方法は、以下のいずれかにより行うものとする。

(1) 銀行振込（振込手数料は乙の負担とする。）

(2) 口座振替

(3) クレジットカード払い

5. 継続的契約またはスポット契約が中途にて終了した場合でも、甲は当該契約にかかる支払済みの紹介手数料は返金せず、また、乙は当該契約にかかる未払いの紹介手数料の支払義務を免れるものではない。

6. 本契約が終了した場合でも、甲が乙に対して紹介した見込み顧客との間で、継続的契約またはスポット契約が成立した場合には、本条に基づく紹介手数料の支払義務が生じるものとし、また、既発生の紹介手数料の支払義務は消滅しないものとする。

#### 第9条（契約期間）

本契約の契約期間は、本契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から解約の意思表示がない限り、本契約は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

#### 第10条（契約の解除、期限の利益喪失）

1. 甲または乙が本契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないときは、相手方は本契約を解除で

きるものとする。

2. 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、何ら通知催告をすることなく、本契約を解除することができるものとする。また、乙は本契約から生じるすべての債務について期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとする。
  - (1) 甲に対する背信行為があったとき。
  - (2) 甲の信用を著しく失墜させたとき。
  - (3) 支払いの停止があったとき、仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立を受けたとき、または租税滞納処分を受けたとき。
  - (4) 手形または小切手が不渡りとなったとき。
  - (5) 解散または合併したとき。
  - (6) その他財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

#### 第 11 条（地位の処分の禁止等）

1. 乙は、本契約上の地位を第三者に譲渡し、転貸し、またはこれを担保に供してはならない。
2. 乙は、本契約に基づいて成立した甲に対する債権を第三者に譲渡し、またはこれを担保に供してはならない。

#### 第 12 条（守秘義務）

1. 甲および乙は、相手方の事前の同意を得ない限り、相手方から得た相手方の事業上のノウハウ・秘密情報についての秘密を保持し、かつ第三者（当事者の関連会社並びに弁護士、会計士および税理士等法律上守秘義務を負う者を除く）に対して公表、開示若しくは漏洩せず、または本事業の目的以外のためにこれを使用しないものとする。ただし、かかる公表、開示、または漏洩が、法令若しくは証券取引所（日本および外国におけるものを含む。）の規則に基づく場合、関係当局から要請を受けた場合は、この限りでない。
2. 本条に従い甲および乙が負う守秘義務は、以下の情報については適用されない。
  - (1) 取得の時点で公知であった情報または当該情報を取得した当事者の責めによらず取得の時点以降公知となった情報
  - (2) 相手方またはその他の者に対して秘密保持義務を負っていない第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に受領したもの
  - (3) 当事者が正当に保有し、かつ、相手方に対して秘密保持義務を負っていないもの
3. 本条における当事者の義務は、本契約の終了後も存続するものとする。

#### 第 13 条（損害賠償）

1. 甲および乙は、本契約の遂行に際し、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与

えた場合は、当該相手方に対し損害賠償責任を負うものとする。

2. 甲が乙に対して損害賠償責任を負担する場合、故意または重過失の場合を除き、直接かつ通常の損害に限り、乙が甲に対して支払った紹介手数料の金額を上限として、損害賠償責任を負うものとする。

#### 第 14 条（苦情処理）

1. 乙の責めに帰すべき事由により見込み顧客またはその他の第三者より苦情等が発生した場合には、乙は、甲の指示に従いこれらの苦情対応等を乙の責任と費用負担にて行うものとし、甲に何ら迷惑をかけないものとする。また、乙は、自ら当該対応を行った場合、すみやかに苦情の内容および対応の内容を甲に報告するものとする。
2. 甲が乙に代わり前項の苦情への対応を行った場合、乙は、甲が当該対応のために要した費用相当額を直ちに甲に対して支払うものとする。

#### 第 15 条（合意管轄）

本規約および本契約に関して生じた紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 16 条（準拠法）

本規約および本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。